

「米州投資公社への加盟に伴う国債の発行等に関する省令案」の概要

1. 制定の趣旨

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第24号）の施行に伴い、米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和60年法律第64号）第2条第2項の規定に基づき発行される国債に関し必要な事項を定めるものです。

2. 省令案の内容

この省令案は、米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律第2条第2項の規定に基づき発行される国債に関して、以下の事項を定めるものです。

- (1) 国債の名称（第1条関係）
- (2) 国債規則の適用除外（第2条関係）
- (3) 国債の事務取扱店（第3条関係）
- (4) 出資の場合の額面金額（第4条関係）
- (5) 分割及び併合（第5条関係）
- (6) 償還の手続（第6条関係）
- (7) 一部の償還の請求を受けた場合の措置（第7条関係）
- (8) 日本銀行が買い取った場合の措置（第8条関係）
- (9) 施行期日（附則関係）

3. 施行期日（予定）

公布の日から施行します。